

能美市空き家等解体費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、予算の範囲内で家屋の除却に要する費用の一部を補助することにより、空き家等の除却を促進し、住宅地の流動化と市民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、予算の範囲内において能美市空き家等解体費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 1年以上使用されていない建築物であつて、今後も使用する見込みがないものをいう。
- (2) 老朽空き家 空き家であつて、建築物の主たる部分が昭和56年5月31日以前に建築された在来木造住宅をいう。
- (3) 不良空き家 能美市空き家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例等施行規則(平成30年能美市規則第6号)別表第1から別表第4までに規定する判定1の評点が100以上の空き家をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者(第5条において「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者(以下「所有者等」という。)かつ個人(自然人)であること。
- (2) 本人又は同居の親族が能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に規定する市税等を滞納していないもの

(3) 前2号の要件に関わらず、市長が認めたもの

(補助事業及び補助金の額)

第4条 補助事業は、市内にある老朽空き家又は不良空き家の全部を除却する工事(老朽空き家又は不良空き家の所在地にある家財及び樹木の処分を含む。)であって、解体事業者等に請け負わせるものとする。

2 補助金の額は、別表1の補助基本額に別表2の補助加算額を加えた額とする。

(事業の認定)

第5条 補助対象者は、補助事業の実施前に補助事業認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に、次の必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図(付近見取図)及び配置図

(2) 土地・家屋名寄帳兼固定資産課税台帳又は土地・建物登記事項証明書(所有者等及び建築年月が確認できるもの)

(3) 補助事業に要する経費が確認できる見積書の写し

(4) 現況写真

(5) 戸籍謄本(相続人等の確認が必要な場合)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の認定申請を行う場合において、空き家等について権利を有する者がほかにあるときは、原則としてその全ての者から補助事業の実施についての同意を得なければならない。その場合、同意書(様式第2号)を提出するものとする。ただし、事情により全ての者から同意を得ることが難しい場合は、紛争等が生じた場合の誓約書(様式第3号)の提出をもって代えることができるものとする。

(事業認定の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、これを認定したときは、補助事業認定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(事業認定の変更等)

第7条 前条の規定により認定を受けた者(次条において「認定申請者」という。)は、当該事業認定を受けた内容について変更が生じたときは、速やかに補助事業変更認定申請書(様式第5号)を市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の額に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

(交付の申請)

第8条 認定申請者は、事業が完了したときは、速やかに補助金交付申請書及び実績報告書(様式第6号。次項において「交付申請」という。)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 解体工事に要した費用の支払を証する領収書の写し

(2) 解体工事写真(補助事業実施前及び完了後の状態が確認できるもの)

2 交付申請は、第6条に規定する認定通知書を受けた日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付決定及び補助金額確定通知書(様式第7号。次条において「交付決定」という。)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定を受けた者(次条において「交付決定者」という。)は、直ちに補助金請求書(様式第8号)により、市長に請求するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

(3) その他市長が特に適当でないとき。

(報告、調査及び検査)

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成28年3月31日告示第59号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第72号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年6月29日告示第141号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日告示第91号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第96号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和4年5月2日告示第83号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表1(第4条関係)

補助基本額		備考
老朽空き家	事業に要した経費の1/5以内 限度額10万円	千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額
不良空き家	事業に要した経費の1/2以内 限度額50万円	

別表2(第4条関係)

補助加算額		備考
市内に事業所を有する 業者が請け負う場合	5万円	別表1に定める事業に要した経費が老朽空き家にあつては50万円未満、不良空き家にあつては100万円未満の場合は対象外